

平成27年度文部科学省政策評価実施計画

平成27年4月28日文部科学大臣決定

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）（以下「政策評価法」という。）第7条第1項の規定、「独立行政法人通則法」（平成11年法律第103号）（以下「通則法」という。）及び「文部科学省政策評価基本計画（平成25～29年度）」（平成27年4月28日文部科学大臣改定）に基づき、文部科学省の行う政策評価に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を以下のとおり定める。

第1 計画期間

本実施計画の計画期間は、平成27年4月28日から平成28年3月31日までとする。

第2 政策評価の対象

政策評価の実施に当たっては、「文部科学省政策評価基本計画（平成25～29年度）」（平成27年4月28日文部科学大臣改定）の別紙に定める「文部科学省の使命と政策目標」（以下「政策体系」という。）及び「文部科学省所管独立行政法人等一覧」に沿って、以下の1.～3. のとおり評価対象を設定する。

1. 事後評価

(1) 文部科学省の政策全般に関する評価

政策体系の実現に向けて平成26年度に取り組んだ施策のうち、別紙に示す施策を対象とする。

なお、事後評価を行わない施策については、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）4に定める実績の測定（モニタリング）を行う。

(2) 特定のテーマに関する評価

(1)の評価等で明らかになった個別の政策課題について、必要に応じて評価対象とする。

(3) 租税特別措置に関する評価

事前評価を実施したもののうち、文部科学省の所掌に係る政策のうち、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）（以下「施行令」という。）第3条第7号及び第8号に掲げる政策を対象として事前評価を実施した税制改正要望について、その要望ごとに、5年後をめどとして事後評価を実施する。

なお、既存の租税特別措置等の拡充又は延長の要望に際して事前評価を実施した場合は、事後評価の要素を含んでいることから、改めて事後評価を実施しない。

2. 事前評価

(1) 研究開発に関する評価

平成28年度予算において新規あるいは拡充を予定している事業のうち、施行令第3条第1号及び2号に掲げるものを対象とする。この場合、研究開発に関する評価の単位及び事業名については、原則として、予算概算要求の単位・事業名と一致させるよう留意する。

(2) 規制に関する評価

平成27年度中に新設又は改廃される法律又は政令のうち、施行令第3条第6号に掲げるものを対象とする。

(3) 税制（租税特別措置等）に関する評価

平成28年度に新設等を予定している租税特別措置等のうち、施行令第3条第7号及び第8号に掲げるものを対象とする。

3. 独立行政法人等の評価

(1) 年度評価

文部科学省が所管する独立行政法人等を対象とする。

(2) 見込評価

文部科学省が所管する独立行政法人等のうち、中期目標・中長期目標の期間の最後の事業年度が平成27年度となる法人を対象とする。

(3) 期間実績評価

文部科学省が所管する独立行政法人等のうち、中期目標・中長期目標の期間の最

後の事業年度が平成26年度となる法人を対象とする。

第3 評価の実施方法

1. 評価の実施に当たっての留意点

効果の発現までに長期間を有し、政策と効果との因果関係が複雑であることが多い文部科学省の政策の特性を踏まえつつ、直接的及び波及的な政策効果（アウトカム）をできるだけ定量的に把握可能となる達成目標及び成果指標を設定するよう留意する。

なお、政策や施策を達成するための適切な達成目標や成果指標、活動指標が設定されているかについて不断の検討・改善を行いながら、政策所管部局及び独立行政法人等所管部局を中心に達成目標や指標を共有する。その際、既存の統計の活用、関連業界・団体等からの情報収集等を行う。

また、評価書の要素が、文部科学省が作成する各種計画の立案作業と整合が図られるよう留意するとともに、審議会等において議論の参考として活用されるよう努める。

2. 事後評価の実施方法

(1) 文部科学省の政策全般に関する評価の実施方法（実績評価方式）

①事前分析表の作成

目標や達成手段に関する事前の想定をあらかじめ整理・公表するため、全ての施策について「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）2に基づき、施策目標、達成目標、それらの達成手段等について明確にした事前分析表を作成し、公表する。

②事後評価書の作成

政策所管部局は、実績評価方式により、指標や主な政策手段等の状況を踏まえつつ、施策ごとに、政策目標、施策目標及び達成目標の達成度合い又は達成に向けての進捗状況を必要性、効率性、有効性等の観点から把握して事後評価を行い、今後の課題を明確にしつつ、平成27年度以降の政策への反映方針を明らかにする。その際、内閣の重要政策との関連にも留意する。

評価書の作成においては、同ガイドラインを踏まえるものとする。

なお、本年度に評価を行わない施策については実績の測定（モニタリング）を行い、その結果を事前分析表に記入し、公表する。

(2) 特定のテーマに関する評価の実施方法（総合評価方式）

政策所管部局は、総合評価方式により、対象となるテーマについての事後評価を行う。

なお、事後評価及び事前評価等で明らかになった個別の政策課題について実施する場合は、年度末をめどに中間評価が実施できるよう努める。

3. 事前評価の実施方法

(1) 研究開発に関する評価の実施方法（事業評価方式）

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成24年内閣総理大臣決定）及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（平成26年文部科学大臣決定）等を踏まえて事前評価を行うが、科学技術・学術審議会において評価が行われている場合には、それをもって本評価に代えることとする。

(2) 税制（租税特別措置等）、財政投融资に関する評価の実施方法（事業評価方式）

政策所管部局は、事業評価方式により、必要性、効率性、有効性等について事前評価を行う。その際、当該改正又は事業の実施により得ようとする政策効果を具体的に特定するよう努める。

(3) 規制に関する評価の実施方法（事業評価方式）

政策所管部局は、事業評価方式により、規制の必要性、規制の便益、規制の費用等について、行政行為ごとに事前評価を実施する。

4. 独立行政法人等の評価の実施方法

独立行政法人等所管部局は、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）等に基づき、年度評価、見込評価及び期間実績評価を実施する。

5. 評価結果の公表

政策所管部局及び独立行政法人等所管部局は、国民への説明責任の徹底を図る観点から各評価書の要旨を作成し、各評価書と同時に公表する。

第4 政策評価結果の政策への反映状況の公表

政策所管部局及び独立行政法人等所管部局は、政策評価法第11条及び通則法第28

条の4の規定に基づき、平成27年度に行った事前評価及び事後評価結果の政策への反映状況（以下「反映状況」という。）に関する報告書を作成し、公表する。

第5 評価手法の調査研究

効果が発現するまでに長期間を要し、因果関係が複雑になる性質を持つことが多い文部科学省の政策の特徴を踏まえた上で、評価手法の研究開発及び向上を図るため、国立教育政策研究所、科学技術・学術政策研究所その他の調査研究機関等の協力によって得られた知見を踏まえるとともに、民間調査機関を活用するなどして、実績評価方式、事業評価方式、総合評価方式等の評価手法の開発のための調査研究を随時実施する。

第6 職員の評価能力の向上

政策評価を実施する職員の政策評価に関する理解や能力を向上させるため、大臣官房政策課評価室が中心となって、政策評価に関する各種情報を広く提供するとともに、政策評価に関わる職責に応じて、各種研修を行う。特に、職員が政策評価の結果を業務の改善に生かせるような政策評価を実施することを目指し、具体的かつ実践的な内容とする。

第7 実施計画の見直し

実施計画については、政策評価の実施状況等を踏まえ、必要が生じた場合には計画期間内においても所要の見直しを行う。

第8 その他

実施計画に定めるもののほか、平成27年度に行う政策評価に関し、必要な事項は別に定める。

平成27年度 文部科学省の使命と政策目標

文部科学省の使命

教育、科学技術・学術、文化、スポーツの振興を未来への先行投資と位置付け、これを通じ、「教育・文化立国」と「科学技術創造立国」を実現する。

政策目標1 生涯学習社会の実現

国民一人一人が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会を実現する。

- 施策目標1-1 教育改革に関する基本的な政策の推進等
- 施策目標1-2 生涯を通じた学習機会の拡大
- 施策目標1-3 地域の教育力の向上
- 施策目標1-4 家庭の教育力の向上
- 施策目標1-5 ICTを活用した教育・学習の振興

政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり

子供たちが確かな学力、豊かな心と健やかな体を育成することのできる社会を実現するとともに信頼される学校づくりを進める。

- 施策目標2-1 確かな学力の育成
- 施策目標2-2 豊かな心の育成
- 施策目標2-3 青少年の健全育成
- 施策目標2-4 健やかな体の育成及び学校安全の推進
- 施策目標2-5 地域住民に開かれた信頼される学校づくり
- 施策目標2-6 魅力ある優れた教員の養成・確保
- 施策目標2-7 安全・安心で豊かな学校施設の整備推進
- 施策目標2-8 教育機会の確保のための支援づくり
- 施策目標2-9 幼児教育の振興
- 施策目標2-10 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

政策目標3 義務教育の機会均等と水準の維持向上

全国すべての地域において優れた教職員を必要数確保し、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る。

- 施策目標3-1 義務教育に必要な教職員の確保

政策目標4 個性が輝く高等教育の振興

「知識基盤社会」において、我が国が活力ある発展を続けていくために、高等教育を時代のけん引役として社会の負託に十分応えるものへと変革する一方、社会の側がこれを積極的に支援するという双方向の関係を構築する。

- 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上
- 施策目標4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備

政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進

学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、奨学金制度による意欲・能力のある個人に対する支援を一層推進する。

- 施策目標5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進

政策目標6 私学の振興

私立学校の振興に向け、教育研究条件を高めるとともに経営の健全性の維持向上を図る。

- 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興

政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進

科学技術と社会との調和に配慮し、国民、地域、国際等の視点に立ち、科学技術・学術政策を総合的に推進する。

- 施策目標7-1 科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成
- 施策目標7-2 イノベーション創出に向けた産業連携の推進及び地域科学技術の振興
- 施策目標7-3 科学技術システム改革の先導
- 施策目標7-4 科学技術の国際活動の戦略的推進

政策目標8 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備

学術研究の振興や優れた研究成果の創出・活用の促進を図るとともに、科学技術振興のための基盤を強化する。

- 施策目標8-1 学術研究の振興
- 施策目標8-2 科学技術振興のための基盤の強化

政策目標9 科学技術の戦略的重点化

国家的・社会的課題に対応する研究開発の重点化した推進と新興・融合領域への先見性、機動性をもった対応を実現する。

- 施策目標9-1 ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進及び倫理的課題等への取組
- 施策目標9-2 情報通信分野の研究開発の重点的推進
- 施策目標9-3 環境分野の研究開発の重点的推進
- 施策目標9-4 ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進
- 施策目標9-5 原子力・核融合分野の研究・開発・利用の推進
- 施策目標9-6 宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進
- 施策目標9-7 海洋分野の研究開発の推進
- 施策目標9-8 新興・融合領域の研究開発の推進
- 施策目標9-9 安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進

政策目標10 原子力事故による被害者の救済

原子力事業者による原子力損害を賠償するための措置が適切に図られるとともに原子力損害賠償補償契約に基づく補償を速やかに実施することにより、被害者への迅速、公平かつ適正な救済を図る。

- 施策目標10-1 原子力事業者による原子力損害を賠償するための適切な措置の確保
- 施策目標10-2 原子力損害賠償の補償の迅速、公平かつ適正な実施

政策目標11 スポーツの振興

世界共通の人類の文化の一つであるスポーツの振興により、生涯スポーツ社会の実現に向けて地域におけるスポーツ環境を確保するとともに、我が国の国際競技力を向上させ、子供から大人まで心身ともに健全な明るく豊かで活力のある社会を実現する。

- 施策目標11-1 子供の体力の向上
- 施策目標11-2 生涯スポーツ社会の実現
- 施策目標11-3 我が国の国際競技力の向上

政策目標12 文化による心豊かな社会の実現

優れた芸術文化の振興を図るとともに、我が国固有の伝統文化を継承・発展させることにより、文化による心豊かな社会を実現する。

- 施策目標12-1 芸術文化の振興
- 施策目標12-2 文化財の保存及び活用の充実
- 施策目標12-3 日本文化の発信及び国際文化交流の推進
- 施策目標12-4 文化芸術振興のための基盤の充実

政策目標13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進

人づくりなどに資する国際交流・協力の推進を通じて豊かな国際社会の構築の一翼を担う。

- 施策目標13-1 国際交流の推進
- 施策目標13-2 国際協力の推進

文部科学省所管独立行政法人等一覧

宇宙航空研究開発機構※
海洋研究開発機構※
科学技術振興機構※
教員研修センター
国立科学博物館
国立高等専門学校機構
国立女性教育会館
国立青少年教育振興機構
国立大学財務・経営センター
国立特別支援教育総合研究所
国立美術館
国立文化財機構
大学入試センター
大学評価・学位授与機構
日本学術振興会
日本学生支援機構
日本芸術文化振興会
日本原子力研究開発機構※
日本私立学校振興・共済事業団（助成事業）
日本スポーツ振興センター
物質・材料研究機構※
防災科学技術研究所※
放射線医学総合研究所※
理化学研究所※

※国立研究開発法人

以上24法人